



食安発第 0720002 号  
平成 17 年 7 月 20 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 17 年厚生労働省告示第 343 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されることとなるので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

## 記

### 第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品ラクトパミンについて、畜産食品に係る残留基準値を設定すること（別添参照）。なお、動物用医薬品ラクトパミンに係る試験法については、本日付け食安発第 0720003 号当職通知を参照されたいこと。

### 第 2 適用期日

公布日から起算して 1 月を経過した日から適用すること。

(別添)

ラクトパミン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.04
牛の腎臓	0.09
豚の腎臓	0.09
牛の食用部分(注)	0.04
豚の食用部分(注)	0.04

注)「食用部分」とは、食用に供される部分であって、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。